

四谷 税務署長 平成 26 年分の 所得税及び復興特別所得税の確定申告書 B

住所: 東京都江戸川区 1-2-3, フリガナ: カラアケ クン, 氏名: 唐揚 君, 性別: 男, 職業: 探検家, 生年月日: 3/25/03, 電話番号: 090-3456-7890

第一表

(平成二十六年分以降用)

種類, 特農の表示, 番号, 翌年以降送付不要

収入金額等: 事業等 158549, 農業 1, 不動産, 利子, 配当, 給与 326700, 雑 公的年金等, その他, 総合譲渡 短期, 長期, 一時

所得金額: 事業等 0, 農業, 不動産, 利子, 配当, 給与 0, 雑, 総合譲渡・一時, 合計 0

所得から差し引かれる金額: 雑損控除, 医療費控除, 社会保険料控除 206200, 小規模企業共済等掛金控除, 生命保険料控除, 地震保険料控除, 寄附金控除, 寡婦・寡夫控除 0000, 勤労学生・障害者控除 0000, 配偶者(特別)控除 0000, 扶養控除 0000, 基礎控除 380000, 合計 586200

税金の計算: 課税される所得金額 000, 上の(26)に対する税額 0, 配当控除, (特定増改築等)住宅借入金等特別控除, 政党等寄附金等特別控除, 住宅耐震改修特別控除, 住宅特定改修・認定住宅新築等特別税額控除, 差引所得税額 0, 災害減免額, 再差引所得税額(基準所得税額) 0, 復興特別所得税額 0, 所得税及び復興特別所得税の額 0, 外国税額控除, 所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額 6830, 所得税及び復興特別所得税の申告税額 -6830, 所得税及び復興特別所得税(第1期分・第2期分), 所得税及び復興特別所得税の納める税金 00, 第3期分の税額 6830

その他: 配偶者の合計所得金額, 専従者給与(控除)額の合計額, 青色申告特別控除額 158549, 雑所得・一時所得等の所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額の合計額, 未納付の所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額, 本年分で差し引く繰越損失額, 平均課税対象金額, 変動・臨時所得金額, 延届納の出 申告期限までに納付する金額 00, 延届届出額 000

復興特別所得税額(41)欄の記入をお忘れなく。

還付される税金の口座番号: 12345-12345678, 銀行: 本店・支店, 出張所, 本所・支所, 郵便局名等, 預金種類: 普通, 当座, 納税準備, 貯蓄

税理士署名押印, 電話番号, 税理士法第30条の書面提出有, 税理士法第33条の2の書面提出有

整理欄: 区分異動管理, 年 月 日, 番号: +999999, 番号

納管, 事績, 事業, 住民, 資産, 総合, 分離, 検算, 通信日付印, 年月日, 一連番号

平成 26 年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書

# 添付書類台紙

住所 (又事業所事務所 事務所など)	東京都江戸川区 1 - 2 - 3	フリガナ	カラアゲ クン
		氏名	唐揚 君

のりしろ  
源泉徴収票

のりしろ  
社会保険料控除関係書類  
小規模企業共済等掛金

のりしろ  
生命保険料控除関係書類

のりしろ  
地震保険料控除関係書類

のりしろ  
寄附金控除関係書類

申告書を提出する場合は、上記の書類（該当するものに限りま

す。）を申告書に添付するか申告書を提出する際に提示する必要がありま

す（源泉徴収票は添付が必要です。）。

書類を添付する場合は、この台紙に源泉徴収票などの書類を から

の順にのりづけし、申告書と一緒に提出してください。

この台紙からはみ出さないように貼ってください。

医療費の領収書等は、この台紙には貼らずに、医療費の明細書(封筒)や適宜の封筒に入れて提出してください。

から 以外の書類やのりしろで貼りきれない大きな書類は、この台紙の裏面や適宜の用紙に貼ってください。

平成26年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書B

番号

FA0074

東京都江戸川区 1 - 2 - 3
住所: からあげ探検隊
カラアゲ クン
氏名: 唐揚 君

所得から差し引かれる金額に関する事項

Table with 4 columns: 雑損控除, 医療費控除, 社会保険料控除, 合計. Includes rows for 雑損控除, 医療費控除, 社会保険料控除, and 合計.

所得の内訳 (所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額)

Table with 4 columns: 所得の種類, 種目・所得の生ずる場所又は給与などの支払者の氏名・名称, 収入金額, 所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額. Includes row for 給与.

特例適用条文等

Blank box for special provisions.

雑所得(公的年金等以外)、総合課税の配当所得・譲渡所得、一時所得に関する事項

Table with 5 columns: 所得の種類, 種目・所得の生ずる場所, 収入金額, 必要経費等, 差引金額.

Table with 4 columns: 14 新生命保険料の計, 15 地震保険料の計, 16 寄附金の計, 17 寡婦(寡夫)控除, 18 勤労学生控除.

Table with 4 columns: 配偶者の氏名, 生年月日, 配偶者控除, 配偶者特別控除. Includes rows for 配偶者の氏名 and 配偶者特別控除.

事業専従者に関する事項

Table with 4 columns: 氏名, 続柄, 従事月数・程度, 専従者給与(控除)額. Includes rows for 氏名 and 専従者給与(控除)額.

住民税・事業税に関する事項

Table with 4 columns: 扶養親族の氏名, 続柄, 生年月日, 別居の場合の住所.

Table with 2 columns: 配当に関する住民税の特例, 非居住者の特例. Includes rows for 配当に関する住民税の特例 and 非居住者の特例.

Table with 4 columns: 非課税所得など, 番号, 所得金額, 前年中の開(廃)業. Includes rows for 非課税所得など and 前年中の開(廃)業.

Table with 2 columns: 給与・公的年金等に係る所得以外, 給与から差引き. Includes rows for 給与・公的年金等に係る所得以外 and 給与から差引き.

一連番号

第二表(平成二十六年分以降適用)第一表と一緒に提出してください。

源泉徴収票、国民年金保険料や生保保険料の支払証明書など用紙書に添付しなければならない書類は添付票台紙などに貼ってください。

平成 26 年分の 所得 税 及 び 復 興 特 別 所 得 税 の 確 定 申 告 書 B

住所 〒 東京都江戸川区 1 - 2 - 3  
フリガナ カラアケ クン  
氏名 唐揚 君  
性別 職業 探検家 屋号・雅号 からあげ探検隊 世帯主の氏名 唐揚 君 世帯主との続柄 本人  
平成 27 年 1 月 1 日 の 住 所 同 上 生 年 月 日 3 2 5 . 0 3 . 1 0 電 話 番 号 自 宅 ・ 勤 務 先 ・ 携 帯 0 9 0 - 3 4 5 6 - 7 8 9 0  
国税庁HP(2015:03:03;19:45:36.53) 種類 青色 分離 損失 修正 特農の特農 番号 翌年以降 送付不要

収入金額等	事業等	ア	158549	
	業農	イ		
	不動産	ウ		
	利子	エ		
	配当	オ		
	給与	カ	326700	
	雑	公的年金等	キ	
	その他	ク		
	総合譲渡	短期	ケ	
	長期	コ		
一時	サ			
所得金額	事業等		0	
	業農			
	不動産			
	利子			
	配当			
	給与	区分		0
	雑			
総合譲渡・一時	⑦ + {(③ + ④) × 1/2}			
合計			0	
所得から差し引かれる金額	雑損控除			
	医療費控除			
	社会保険料控除		206200	
	小規模企業共済等掛金控除			
	生命保険料控除			
	地震保険料控除			
	寄附金控除			
	寡婦、寡夫控除		0000	
	勤労学生、障害者控除		0000	
	配偶者(特別)控除	区分		0000
	扶養控除	⑳		0000
	基礎控除	㉑		380000
合計	㉒		586200	

税金の計算	課税される所得金額	㉓	000000	
	上の㉓に対する税額又は第三表	㉔	0	
	配当控除	㉕		
	区分	㉖		
	(特定増改築等)住宅借入金等特別控除	区分	㉗	
	政党等寄附金等特別控除	㉘-㉚		
	住宅耐震改修特別控除	区分	㉛	
	住宅特定改修認定住宅新築等特別税額控除	㉜-㉞		
	差引所得税額	(㉔-㉕-㉖-㉗-㉛-㉜-㉝-㉞)	㉟	0
	災害減免額	㊱		
再差引所得税額(基準所得税額)	(㉟-㊱)	㊲	0	
復興特別所得税額	(㊲ × 2.1%)	㊳	0	
所得税及び復興特別所得税の額	(㊲ + ㊳)	㊴	0	
外国税額控除	区分	㊵		
所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額	㊶	6830		
所得税及び復興特別所得税の申告納税額	(㊶ - ㊷)	㊸	6830	
所得税及び復興特別所得税の予定納税額(第1期分・第2期分)	㊹			
所得税及び復興特別所得税の納める税金	㊺	00		
第3期分の税額	㊻			
還付される税金	(㊸ - ㊻)	㊼	6830	
その他の	配偶者の合計所得金額	㊽		
	専従者給与(控除)額の合計額	㊾		
	青色申告特別控除額	㊿	158549	
	補所得一時所得等の所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額の合計額	㋀		
	未納付の所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額	㋁		
	本年分で差し引く繰越損失額	㋂		
平均課税対象金額	㋃			
変動・臨時所得金額	区分	㋄		
延届納の出	申告期限までに納付する金額	㋅	00	
	延納届出額	㋆	0000	
還付される税金の所	銀行金庫・組合農協・漁協		本店・支店出張所 本所・支所	
	郵便局名等	預金種類	普通 当座 納税準備 貯蓄	
口座番号 12345 - 12345678				

第一表 この用紙は控用です。 復興特別所得税額の記入をお忘れなく。

税理士 署名押印 電話番号  
税理士法第30条の書面提出有 税理士法第33条の2の書面提出有

収受事実を確認されたい方は、収受日付印を押なつしますので、申告書提出時に請求してください(内容を証明するものではありません。)  
所得金額の証明が必要な方は、納税証明書をご利用ください。  
この申告書を提出される方は、住民税・事業税の申告書を提出する必要がありません。

平成26年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書B



東京都江戸川区 1 - 2 - 3

住所 号 からあげ探検隊
フリ氏 ガナ名 カラアゲ クン 唐揚 君

所得から差し引かれる金額に関する事項

第二表 この用紙は控用です。

Table for tax deductions including disaster damage, medical expenses, social insurance, and other items. Includes sub-sections for dependent exemptions and special provisions.

所得の内訳 (所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額)

Table showing income breakdown with columns for income type, source, amount, and tax/withholding amounts.

特例適用条文等

Blank box for special provisions and exemptions.

雑所得(公的年金等以外)、総合課税の配当所得、譲渡所得、一時所得に関する事項

Table for miscellaneous income, dividends, capital gains, and other income.

事業専従者に関する事項

Table for business dependents, including names, birth dates, and amounts.

住民税・事業税に関する事項

Table for resident tax and business tax, including family members and residence information.

Table for business tax, including non-taxable income and business details.

Table for resident tax special provisions, including dependent exemptions and business tax details.

確定申告書等作成コーナーを利用された方につきましては、翌年の申告書の送付を行わないこととさせていただきますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

## 提出書類等のチェックシート

(このチェックシートを提出する必要はありません。)

確定申告書等作成コーナーのご利用ありがとうございました。

この提出書類等チェックシートは、確定申告書等作成コーナーで作成した申告書等や別途税務署に提出していただく書類等をご確認いただくものです。

記載内容をご確認の上、出力した申告書とともに添付書類を住所地等を所轄する税務署へ提出してください。

### 【提出書類等のご案内】

作成した申告書等の内容から申告書に添付又は提示する必要があると思われる書類は、次のとおりです。

関係項目等	作成有無	提出(添付又は提示すべき)書類等
確定申告書		申告書B第一表(提出用)
確定申告書		申告書B第二表(提出用)
事業・営業等所得		青色申告決算書
給与所得		給与所得の源泉徴収票(原本)

#### <留意事項等>

- 「作成有無」欄に「 」の表示があるものは、確定申告書等作成コーナーで作成した書類です。
- 「関係項目等」欄に(注)の表示ある書類については、給与所得のある方が年末調整の際に適用を受けている場合、提出不要です。
- 源泉徴収票や控除証明書等については、申告書等と併せて出力した「添付書類台紙」(出力していない場合は適宜の用紙)に貼ってください。
- 「財産及び債務の明細書」は各種の所得金額の合計額が2千万円を超えている方について表示されます。  
「作成有無」欄に「 」の表示がない場合は、別途作成して提出してください。なお、様式は国税庁ホームページに掲載しています。
- 複数の欄に同一書類名が表示されることがありますが、税務署への提出は1部(1通)で結構です。
- 入力内容によっては、添付又は提示する必要がある書類が、正しく表示できない場合があります。ご不明な点がございましたら、国税庁ホームページをご確認いただくか、税務署へおたずねください。

### 【提出方法及び納付方法等のご案内】

#### 提出方法

申告書等は、郵便又は信書便による送付(送料は各人の負担になります。)のほか、所轄の税務署への持参、時間外収受箱への投函による提出も受け付けています。

郵送等により提出する方で、申告書の控えに収受日付印が必要な方は、申告書の控えのほか返信用封筒(宛名をご記入の上、所要額の切手を貼ってください。)を同封していただければ、収受日付印を押し、返送いたします。

#### 納付方法

平成26年分の所得税及び復興特別所得税の申告と納税は、平成27年3月16日(月)までです。納期限までにお近くの金融機関又は所轄の税務署の納税窓口で納付してください(確定申告書の提出後に、納付書の送付や納税通知等によるお知らせはありませんので、ご注意ください。)

また、預貯金残高を確認しておくだけで、金融機関又は所轄の税務署に出向がなくても自動的に納付できる大変便利な振替納税もご利用いただけます(期限内に申告をされた方に限ります。)

詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。

### 【提出先税務署のご案内】

「提出先税務署」の所在地等を印刷していますので、郵送等により書類を提出する場合には、点線部分で切り離し、封筒に貼るなどしてご利用ください。

〒160-8530

新宿区三栄町24番地

四谷税務署 行